

平成29年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目 次】

1 病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(1) 財政部

- ① 結果分 1
- ② 意見分 2

(2) 市立病院

- ① 結果分 3
- ② 意見分 7

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 財 政 部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
32	<p>2 一般会計負担</p> <p>(4) 合理的理由を欠いた貸付条件</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>一般会計から病院事業会計に対する貸付けが平成8年度以降、20年間にもわたり無利息かつ返済期日未設定の貸付け条件となっている。無利子貸付は、適正な利息を支払うことを定めた地方公営企業法第18条の2第2項の規定に反している。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>地方公営企業法第18条の2第2項に基づき、適正な貸付利率を設定するとともに、病院事業の収支計画を踏まえた返済スケジュールに基づく返済期日を設定する。</p> <p>現行の貸付条件の見直しが困難な場合、財政支援の経済的実態と整合する補助（地方公営企業法第17条の3）または出資（地方公営企業法第18条）への見直しを検討する。</p>	<p>適切な一般会計負担とするため、貸付条件の見直し等について、病院事業会計の収支状況を踏まえて、平成30年度中には是正してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 財 政 部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
34	<p>2 一般会計負担</p> <p>(5) 不十分な有効性評価</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立病院には多額の一般会計負担が行われているが、当該一般会計負担の有効性評価の検討状況が不明確である。例えば、以下の一般会計負担に対する有効性評価が十分に行われているといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の確保に係る事業成果 ・病床利用率の低い精神病棟の運営 <p>【解決の方向性】</p> <p>予算編成に際して、市立病院が担う政策的医療に伴う一般会計負担の有効性を十分に検証する。</p>	<p>平成31年度予算編成時から一般会計負担金に関連している事業について、具体的な事業効果及び将来負担等を検証する手法を取り入れて予算調整を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（財政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

j

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
28	<p>2 一般会計負担</p> <p>(1) 基準内繰入の過大積算</p> <p>【現状の問題点】 病院の建設改良に要する費用に係る基準内繰入を病院全体で積算している以上、リハビリテーション医療や精神病棟の運営に係る資本費を再度、基準内繰入の積算対象に含めるのは不合理であり、基準内繰入の過大積算が生じていると認められる。</p> <p>【解決の方向性】 減価償却費や支払利息（及びこれに見合う収益項目）を除いて、リハビリテーション医療や精神病棟の運営に係る基準内繰入を積算する。</p>	<p>繰入金の前積については、平成16年度の包括外部監査の結果に基づき基準を見直したところでありますが、繰入基準の趣旨を考慮しながら、検証してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
41	<p>3 組織・運営</p> <p>(3) 倫理規程に基づく届出もれ</p> <p>【現状の問題点】 利害関係者から講師謝金を受領しながら、倫理規程に基づく事前届出のない職員が検出された。利害関係者との間における禁止行為等を定めた盛岡市市立病院企業職員倫理規程第4条第1項第5号の規定に反している。</p> <p>【解決の方向性】 倫理規程に基づく事前届出の周知徹底を図るとともに、定期的に、製薬メーカーの情報開示資料をもとにサンプル調査を実施する等、届出のもれがないか確かめる。</p>	<p>職員に対して、倫理規定に基づく事前届出の必要性などについて周知徹底を図るとともに、届出もれをなくすため、定期的な調査等の具体的な方策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
46	<p>4 契約</p> <p>(2) 合理的理由を欠いた随意契約（年間契約業務）</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>年度開始前に契約を締結する必要があるれば、債務負担行為により対応は可能であるから、中央監視及びボイラー運転業務委託に係る随意契約の根拠である「性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当するとの判断は妥当性を欠いている。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする。</p>	<p>随意契約であっても競争性は担保されているものと判断しておりますが、債務負担行為は、年度開始前に契約を締結する必要がある場合に会計年度という制約の例外措置として行われることが原則であると認識しており、当該設定については、総務省の示す通知や見解に従って措置しているところです。</p> <p>年度開始前の入札執行等については、総務省が検討しているとの情報もあることからその動向を注視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
48	<p>(3) 合理的理由を欠いた随意契約（電力調達）</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立病院における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。</p> <p>市立病院に係る電力調達は従来より特定者に限定されていないため、電力調達を随意契約とする合理的根拠は希薄である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>随意契約とする合理的根拠がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。</p>	<p>災害時の対応も含めて、安定的な電力供給の確保に係る可能性を確認しながら、公平性・競争性及び経済性を確保した契約方法を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
56	<p>5 会計</p> <p>(1) 長期前受金の会計処理誤り</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>平成28年度末において、資本剰余金残高が226,788千円過小計上されている。</p> <p>また、以下の問題により、経常損益の過大計上が生じていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期前受金の過大計上に伴い、これまで収益計上していた長期前受金戻入の過大計上が生じること ・特別利益に計上することが適当な長期前受金戻入の過年度分まで医業外収益に計上していること <p>【解決の方向性】</p> <p>資本剰余金及び長期前受金の残高を精査し、適時に過年度修正処理を行う。</p>	<p>長期前受金の会計処理については、再度精査し、処理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
58	<p>(2) 退職給付引当金の会計処理誤り</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>平成28年度末において、退職給付引当金の計上不足額67,618千円が生じている。</p> <p>また、人事交流職員に係る退職手当の他会計間の精算処理を各年度中に行っていないため、退職給付費用の年度所属誤り（33,022千円の過大計上）が発生している。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>毎事業年度末における退職手当の要支給額を計上し、退職給付引当金の計上不足を解消する。</p> <p>また、人事交流職員に係る退職手当の他会計間の精算対象は当年度の退職者に係るものであるから、当年度において、他会計に対する未収金（他会計からの入金額）または未払金（他会計への支出額）を計上する。</p>	<p>退職給付引当金については、今後は不足が生じないよう適切に計上いたします。また、人事交流職員に関する会計間の退職給付金に係る精算は、平成29年度から当該年度内に行うこととしております。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
59	<p>(3) 貸倒引当金の計上不足</p> <p>【現状の問題点】 患者未収金に1年を超えて延滞している債権が多く含まれているため、1年分の不納欠損額（実績）を基礎とした不納欠損率では回収不能見込額の見積りとして妥当性を欠いており、貸倒引当金の計上不足が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等により、貸倒引当金を見積計算する。</p>	<p>貸倒引当金の計上額については、今後も当該引当金の趣旨を踏まえながら適切な額となるよう計上してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
16	<p>1 新改革プラン</p> <p>(1) 再編・ネットワーク化の検討不足</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>盛岡医療圏内病院の医療機能によると、市立病院の医療機能の多くが、他の病院と重複しているため、近接する民間病院等との機能の重複、競合の課題を有していると考えられる。市立病院が新ガイドラインの示す「病院機能の再編成」の視点で十分に検討しているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>急性期病床の過剰と回復期病床の不足が予測される盛岡構想区域の環境下において、回復期病床への転換の代替性評価を行う。</p>	<p>当院が運営する地域包括ケア病棟は、地域医療構想の中では「急性期」と「回復期」の双方を担う病床と位置づけられており、急性期病床の過剰と回復期病床の不足が予測される盛岡構想区域にあっては他の医療機関との重複、競合はなく、構想区域が目指す方向性に合致したものと考えております。</p> <p>今後の盛岡構想地域の中で協議を行いながら、病床のあり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
19	<p>(2) 期待役割と計画目標水準の不整合</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>盛岡市における救急医療全体に占める市立病院の割合は決して高くない状況にあるため、現在の救急患者の受入状況をベースとした数値目標の設定では、期待役割に相応しい目標水準と乖離が生じないか懸念される。急性期病床を有し、救急指定病院の認定を受けている病院として、救急患者数の数値目標（1,400人）が二次救急体制への貢献という市立病院が担うべき役割に相応しい目標水準といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>「二次救急体制への貢献」を市立病院が担うべき役割として掲げるなら、盛岡市全体の救急患者数に対する割合（シェア）や岩手医科大学附属病院の矢巾町移転に伴う市立病院の救急体制のあり方も考慮に入れながら、救急患者数の数値目標を検討するとともに、現在の市立病院において当該期待役割を発揮可能か検証し、次期計画に反映させる。</p>	<p>二次救急体制への対応については、岩手医科大学附属病院の矢巾町移転を踏まえ、今後の市立病院の救急体制のあり方や役割を十分に検証し、平成30年度に策定する予定の次期経営改善計画へ反映させてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（医事課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
21	<p>(3) 実現可能性に乏しい損益改善計画</p> <p>【現状の問題点】 第3次経営改善計画には新入院患者数に係る数値目標が掲げられておらず、新入院患者増加に向けた具体策も不明確であることから、入院収益に係る数値計画が達成可能といえるか疑問である。</p> <p>もとより、平成29年度の損益計画と予算に乖離が認められる点も考慮すると、第3次経営改善計画上の損益計画は実現可能性に乏しいものと認められる。</p> <p>【解決の方向性】 損益計画と実績に大きな乖離が生じている点を踏まえ、現行の損益計画を見直し、新ガイドラインが要請している「平成32年度までの経常黒字化」の実現可能性を検証する。</p>	<p>監査結果の趣旨を踏まえながら、平成31年度からの計画期間となる次期計画の中でより具体性、実現可能性のある損益計画への見直しを行います。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
23	<p>(4) 妥当性を欠いた計画目標水準</p> <p>【現状の問題点】 公立病院の平均値と比較し高い水準にある医業収益対職員給与費比率の数値目標が、新ガイドラインが要請している「自らの経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標」といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 医業収益対職員給与費比率の目標設定（平成30年度57.4%）の妥当性を再検証のうえ、人件費比率の高い要因分析と具体的改善策を経営改善計画に反映させる。</p>	<p>次期経営改善計画において、適切な数値目標を設定するとともに、具体的な改善策を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
24	<p>(5) 具体策を欠いた目標設定</p> <p>【現状の問題点】 第3次経営改善計画に掲げられている事務職員の能力向上の取組み策「病院での在職年数を長期にする」について、具体的な取組状況が明らかではない。</p> <p>【解決の方向性】 医療経営の専門性に対応した事務職員の充実化を図る観点から、第3次経営改善計画に掲げている「病院での在職年数を長期にする」に係る具体策を検討する。</p>	<p>事務職員の能力向上については、次期経営改善計画の中で、新ガイドラインに掲げられた外部人材の活用やプロパー専門職員採用などの事例や他病院の取組も参考にしながら、具体策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
25	<p>(6) 経営形態のあり方の検討不足</p> <p>【現状の問題点】 地方公営企業法の全部適用により一定の効果はあったものの、所期の効果が十分達成できているとは認められず、現行の経営形態の見直しの検討を先送りする合理的理由は見当たらない。</p> <p>【解決の方向性】 地方公営企業法の全部適用から10年経過しながら、所期の効果の達成が不十分である、という問題認識を踏まえ、新ガイドラインで示された経営形態の見直しを検討する。</p>	<p>次期経営改善計画策定と併せて、現行の経営形態の見直しについても検討します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
30	<p>2 一般会計負担</p> <p>(2) 経営改善インセンティブに乏しい積算方法</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>現行の積算方法（収支差の実績値）は経営努力による収支改善インセンティブが働きにくいものであり、「能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>能率的な経営を前提としたモデル的な収支差の積算等，市立病院の経営改善インセンティブを阻害しない積算方法への見直しを検討する。</p>	<p>現行の積算方法に代えて，能率的な経営を前提としたモデル的な収支差の積算等の合理性，導入可能性について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
31	<p>(3) 受益者負担軽減の一般会計負担への転嫁</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立保育所と比較し，院内保育所の利用者負担を過度に軽減するのは，受益者負担軽減を一般会計負担に転嫁するものと認められ，一般会計負担として適切とは言い難い。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>市立保育所の利用者負担額と比較し，一般会計負担の算定基礎とする受益者負担の妥当性を検討する。</p> <p>院内保育所の受益者負担の水準が市立保育所より小さい場合に発生する差額は，病院事業収益で賄う人材確保経費と整理することが考えられる。</p>	<p>院内保育所は，就労環境の向上や医療従事者の確保の観点から設置しているところであり，適切な保育料や一般会計の負担のあり方について，他の公立病院等の状況も参考にしながら検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
38	<p>3 組織・運営</p> <p>(1) 企業の経営状況を考慮しない手当支給</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>赤字決算が継続している市立病院の厳しい経営状況を鑑みれば、期末・勤勉手当に係る現行の決定方法が「企業の経営状況」を考慮したものといえるか疑問であり、地方公営企業法第38条第3項や条例の趣旨に反したものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>条例の規定と整合するよう、期末・勤勉手当の支給額決定を企業の経営状況を考慮した方法への見直しを検討する。</p>	<p>期末・勤勉手当の支給額決定については、法、条例に基づき行っておりますが、意見を参考にして今後も対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
39	<p>(2) 臨時・非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>■臨時職員</p> <p>医師を除く臨時職員の多くは事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態となっている外観を有しており、臨時的任用職員の任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>■非常勤職員</p> <p>非常勤職員のうち、「医師事務作業補助員」及び「検査事務作業補助員」の個別の職務の内容は一般職の職員と同様と見受けられるため、任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成26年7月4日 総務省自治行政局公務員部長）を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用根拠の見直しを含めて任用のあり方を精査する。</p>	<p>臨時・非常勤職員の適正な任用の等の確保につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正がなされ、平成32年4月1日に施行されますことから、臨時・非常勤職員の任用のあり方を精査し、適正な任用の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
44	<p>4 契約</p> <p>(1) 製品指定による性能仕様</p> <p>【現状の問題点】 医療機器購入契約のうち、製品指定した具体的根拠に乏しい事案が検出された。性能仕様が必要以上のものとなり、実質的な競争性を確保されていない可能性が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 実質的な競争性確保の観点から、性能仕様を製品指定による場合の合理的説明付け（例えば、代替品の場合に生じ得る具体的な不利益）を明確にする。 合理的説明付けが難しい場合、特定の製品に限定せず、同等品を認める等、性能仕様の見直しを検討する</p>	<p>医療機器を製品指定する場合の要件・基準を明確にし、実質的な競争性の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
49	<p>(4) 準備期間の短い入札スケジュール</p> <p>【現状の問題点】 入札、落札業者決定（3月16日）から契約開始（4月1日）までの準備期間が15日しかなく、新規参入業者が警備業務や建物清掃業務の履行開始準備に十分な期間といえるか疑問である。準備期間の短い入札スケジュールにより、現契約業者が不当に有利となり、実質的な競争性が確保されていない可能性が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 競争入札の実効性を確保するため、新規参入業者が不利にならないよう、入札日から契約開始日まで十分な準備期間の設定を検討する。</p>	<p>意見を参考に新規参入業者が入札に参加するための適正な期間が確保されるよう配慮してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
50	<p>(5) 長期継続契約の活用不足</p> <p>【現状の問題点】 単年度ごと継続している契約のうち、長期継続契約に馴染む業務委託が検出された。市立病院において、長期継続契約の活用について十分な検討が行われているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 契約事務の経済性、効率性の視点から、長期継続契約の適用範囲の拡大を検討する。</p>	<p>長期継続契約については、業務の質の低下を招くことのないよう配慮しつつ、契約事務の経済性、効率性の視点から検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
52	<p>(6) 契約交渉手続の不備</p> <p>【現状の問題点】 覚書締結に向けた協議が長引いた原因は借地予定事業者の契約履行能力に係る問題を示唆するものと認められるが、市立病院にて、当該借地予定事業者との協議継続が適切と判断した理由が明らかではない。覚書締結までの協議が長引いた原因にやむを得ない事情があったといえるか疑問であり、契約交渉手続上の不備と認められる。</p> <p>【解決の方向性】 公募型プロポーザル方式では、優先交渉権者との契約交渉が困難となった場合、次順位者との交渉が可能であることを踏まえ、優先交渉権者との長期にわたる協議継続には慎重な判断を要する点に留意する。</p>	<p>今後、公募型プロポーザル方式を実施する際には、意見を参考に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
53	<p>(7) 委託業務評価の未実施</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立病院では医療事務業務委託について、委託業務の完了確認は実施しているものの、委託業務評価は実施していない。市立病院が本業務委託契約について、契約の適正な履行を確保するための必要な監督または検査を実施しているといえるか疑問である</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>医療事務業務委託の重要性を考慮し、業務委託仕様書にサービス水準に係る評価指標を定めるとともに、定期的な委託業務評価の実施を検討する。</p>	<p>「契約の適正な履行を確保（地方自治法第234条の2第1項）」するために、契約上求められる仕様書に基づく業務の履行の確認は実施していますが、適切なサービス水準に対する委託業務評価については、他の病院の実施状況を参考にしながら、実施の有無、実施する場合はその手法について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（医事課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
60	<p>5 会計</p> <p>(4) 医業収益に含まれる一般会計負担</p> <p>【現状の問題点】 勘定科目表上、一般会計負担金を示唆する項目が医業収益に明示されておらず、医業外収益に「他会計補助金」や「負担金交付金」が示されていることから、一般会計負担金を医業収益に計上するのが適切といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 医業収益は病院事業に係る経営分析に重要な影響を及ぼす点に留意し、損益計算書に表示する医業収益には一般会計負担を含めず、医業外収益として表示する。</p>	<p>当該一般会計負担金については、全国の公立病院の決算や総務省の決算統計においても医業収益に含まれているという実態に即して現行のままの計上とします。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
62	<p>(5) 係争事案の注記開示もれ</p> <p>【現状の問題点】 係争事案の訴状では、地位確認の請求が認められなかった場合に損害賠償請求訴訟を提起予定との意向が示されていることから、損害賠償請求ではないことのみを理由に注記開示を不要とまで判断できるか疑問である。本件借地事業の中止に伴う損害発生額は金額的重要性に乏しいと判断できる根拠がないため、明瞭性の原則に沿った注記開示の要否判断が行われていたとは認められず、係争事案の注記開示もれが懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 本件係争事案に係る注記開示を検討する。</p>	<p>注記開示については、監査人が根拠とした日本公認会計士協会の「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき判断したところ、現在の状況では開示が必要となる要件に当てはまらないものと判断しました。当該係争事案の今後の進捗に応じ開示の要否を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>